

入学支度金手続きのお知らせ

伯耆町では、ひとり親家庭などを対象に入学支度金を支給しています。支給の対象となる方は、手続きを行ってください。

支給対象者

4月1日現在、伯耆町内に住所を有し、平成27年4月に小・中学校に入学した児童を養育されている次の①又は②に該当する方(平成25年分の所得にかかる所得税が課税の方、生活保護世帯を除く)

- ①母子・父子家庭の保護者
- ②ひとり親に代わって児童を養育している方

支給額 児童1人につき1万円

申請に必要なもの

印鑑、振込先の口座番号のわかるもの
※手続きに必要な書類は、申請窓口を用意しています。

申請期限 4月30日(木)まで

申請窓口 福祉課福祉支援室又は分庁総合窓口課

【問い合わせ先】

福祉課福祉支援室 ☎68-5534

高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

高齢者の福祉の向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

助成金額 1回につき1,000円以内
 助成回数 年12回(月1回)以内
 助成期間 4月1日～平成28年3月31日
 助成対象者 前年(申請が4～6月の場合は前々年)の所得にかかる所得税が非課税で、かつ満75歳以上または後期高齢者医療被保険者の方
 助成方法 鳥取県保健鍼灸マッサージ師会加入施設で使える助成券を交付

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

生活困窮者自立支援制度が始まります

働きたくても働けない、生活に困っているなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が、4月から伯耆町社会福祉協議会に設置されます。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた支援を行いますので、まずはお相談ください。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

生活支援灯油等購入券を配付します

対象となる世帯

平成26年度中に以下の状況にある世帯

- ①生活保護世帯
- ②65歳以上のみで構成された住民税非課税世帯
- ③15歳以下の児童・生徒がいる世帯
- ④16歳以上18歳以下で高等学校などに在学中の生徒がいる世帯

使用方法

灯油等購入券は、灯油、ガソリン、又は軽油の購入に使用できます。1世帯当たり1,000円券が5枚(5,000円分)となっていますので、使用される際に購入金額分を切り取って、指定灯油等小売店に提出して灯油などを購入してください。おつりは出ませんのでご注意ください。

使用期限 平成27年9月30日(水)

指定灯油等小売店

灯油等小売店	所在地
(株)石崎石油	溝口5-9
大森石油店	遠藤334
岸本ビーフル(株)給油所	大殿47-1
(株)真木自動車 米子東給油所	大殿543-2
(株)鳥取西部ジェイエイサービス岸本給油所	岸本146-2
コメリハード&グリーン溝口店	谷川1172
ジュンテンドー伯耆店	大殿952

配付方法

簡易書留郵便にて配付します。
高校生などがいる世帯については、高校などに在学していることを確認するため、生徒手帳、在学証明書などの写しを5月31日までに福祉課又は分庁総合窓口課に提出してください。確認でき次第、簡易書留郵便にて配付します。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

乳児(0歳児)家庭保育支援手当のお知らせ

平成27年4月から、少子化対策と乳児期の親子の愛着形成を図るため、0歳児を保育する保護者に対し、乳児家庭保育支援手当を支給して経済的支援を行います。

給付金を受けられる方

対象者	給付期間	給付基準と単価
① 育児休業給付金などを受けている方	乳児の月齢が満9月に到達した月から満12月に到達する月までの間(支給率が2/3から1/2となる月～児童が満1歳に到達する月までの間) ※最大4ヶ月間	育児休業給付金月額額の支給算定月額の1/6(上限72,500円)
② 育児休業給付金などの受給者以外	乳児の月齢が満4月に到達した月から満12月に到達する月までの間 ※最大9ヶ月間	児童1人につき33,000円/月 ※2人の場合 5,000円/月を加算 3人目以降3,000円/月を加算

支給制限

- 以下の場合に該当するときは支給を受けられません。
- ・保育施設などに児童を預けた場合
または、入所措置の対象となった場合
 - ・児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象となる家庭の場合
 - ・生活保護法による保護を受けている場合
 - ・保護者が乳児の養育を著しく怠っている場合
 - ・正当な理由なく支給認定関係調査に応じない場合 など

申請受付 福祉課福祉支援室又は分庁総合窓口課

申請に必要なもの

- ①育児休業給付金支給額のわかるもの
「育児休業給付金等支給決定通知書」の写しなど(給付を受けていない方は不要)
- ②通帳など、受給者の振込口座のわかるもの
- ③印鑑(みとめ印)
- ④本人確認用の身分証明書
- ⑤児童の父母の平成26年度所得課税証明書
(公務員の方又は平成27年1月2日以降に転入をされた方)

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当などの金額が変わります

児童扶養手当などの各種手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

また、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落した際に特例法により手当額の引き下げを据え置いたことによる特例水準を解消するため、平成25年10月(-0.7%)、平成26年4月(-0.7%)、平成27年4月(-0.3%)の3回に分けて段階的に手当額が引き下げられます。

平成27年4月分からの手当額は全国消費者物価指数の実績値(前年比+2.7%)に、上記の特例水準解消分(平成27年4月-0.3%)をあわせて2.4%の引き上げとなります。

(1ヶ月当たり)

手当の名称		平成27年3月まで	平成27年4月から
児童扶養手当	全額支給	41,020円	42,000円
	一部支給	41,010～9,680円	41,990～9,910円
特別児童扶養手当	1級	49,900円	51,100円
	2級	33,230円	34,030円
特別障害者手当		26,000円	26,620円
障害児福祉手当		14,140円	14,480円
経過的福祉手当		14,140円	14,480円

※手当の月額、物価変動などの要因により改定される場合があります。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534